



臨時



千春第二保育園 2015年1月8日

*** インフルエンザについて**

・園児本人がなった場合・・ 保育園に連絡してください。

<登園基準>

発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日間(72時間)を経過するまで

登園時には、治療証明が必要です。(治療証明の用紙は、保育園のホームページからでも出せます。)

・園児の家族がなった場合・・ 7日間の園児の健康状態の観察(検温を含む)

<登園基準>

熱が37.5度以下で咳をしていないこと。

登園後37.5度以上の発熱、咳が出た場合には、すぐにお迎えが可能であること。

<送迎に関してのお願い>

症状がない人(発熱37.5度以下で咳をしていない人)

園児は、1週間玄関での受け入れとします。

送迎の前に電話で時間をお知らせください。

・園児の家族の職場・学校・保育園で出た場合

7日間の健康状態の観察(検温を含む)をおねがいます。

*** インフルエンザに関係なく39度以上の発熱があった場合、
次の日熱が解熱してもご家庭で1日は、様子を見てあげましょう。**

*** 感染予防**

咳のときは、
マスクをしましょう。



手洗い・うがいを
心がけましょう。



規則正しい
生活をしましょう。



バランス良く
何でもたべましょう。



*** 送迎時保護者が、発熱・咳・下痢嘔吐などの感染症が疑われる場合には、
保育室には入れません。園児は、玄関での受け入れとし、送迎前に電話で時間をお知らせ下さい。**

*** 兄弟、職場でインフルエンザが出た場合には、必ず保育園までお知らせ下さい。**

*** お休みの後や体調が悪い時には、連絡帳や担任までお知らせ下さい。**

治療証明書 見本

(インフルエンザ用)

園名 千春第二保育園

クラス名

園児名

病名 インフルエンザ(A・B)

疾病を発症した日: 平成 年 月 日

完全に解熱した日: 平成 年 月 日

3日間後 平成 年 月 日

(72時間後)

よって 月 日から登園しても支障がないことを証明します。

平成 年 月 日

医療機関

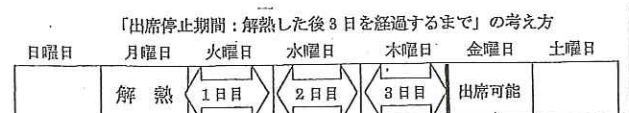
医師名

印

・「発症した後5日は」とは、
発症した日(発熱が始まった日)は含まれず、
翌日を第1日と数えます。



・「解熱した後3日を経過するまで」とは、
解熱を確認した日は日数には数えず
翌日を第1日目と数えます。



「出席停止期間: 解熱した後3日を経過するまで」の考え方

